

イ：平等院表参道地区



【イ：平等院表参道地区】

地区の概要	主にJR宇治駅から宇治橋通りを通って平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び国定公園に指定され景観が守られている。本地区の2路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されている。
誘導の視点	府道平等院線は、世界遺産平等院への玄関口として、歴史的なまちなみ景観を保全するとともに、連続して軒線が揃った見通し（ビスタ）景観を保全し、歴史的な雰囲気を残す。市道宇治233号線は対岸であるあさぎり通りから眺めた際の眺望景観を保全する。
景観形成道路	府道平等院線 市道233号線

景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。
	意匠・全般	○町家風、蔵造り風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
	屋外階段	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	屋根	○屋根の色彩は 2.5G~10B 明度5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.0 を基調とする。
	外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR~10YR 明度3以上 彩度4以下 2.5Y~7.5Y 明度3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする) 無彩色 N1.0~N9.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に使う。
工作物	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
	意匠・全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に使う。
垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般的誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般的誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
	木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

□：宇治橋東詰地区



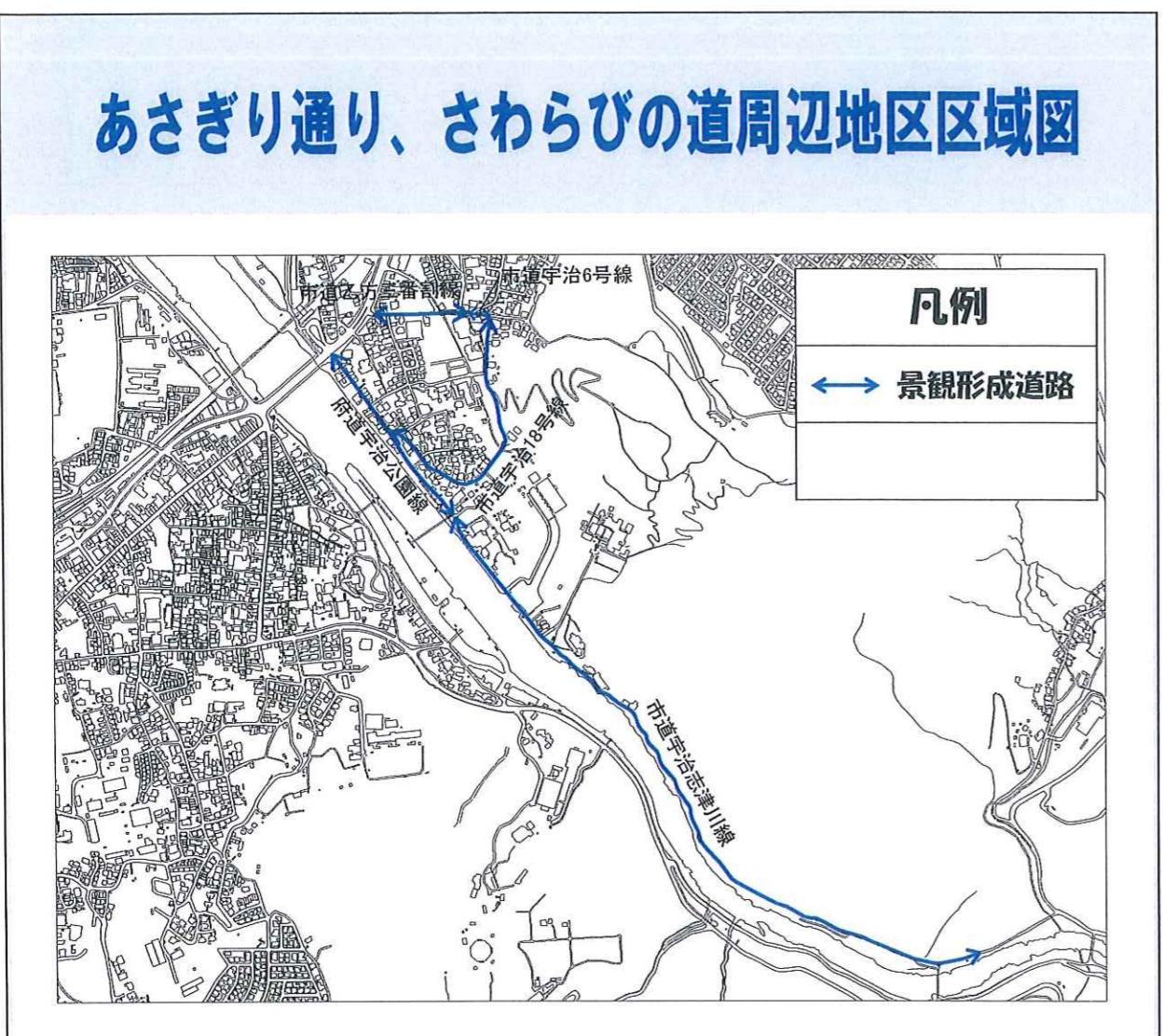
□：宇治橋東詰地区】

地区の概要	宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。京滋バイパス宇治東 ICを利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有する地区である。また、京阪宇治駅前は、比較的新しい建築物が立地する地区である。
誘導の視点	宇治市を訪れた人が最初に宇治らしさを感じる場所の一つとして、世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう期待感を高めるため歴史を感じさせる雰囲気の良好な景観を保全・創出する。また、宇治橋は橋 자체が景観資源であり、宇治川上流と下流及び橋からの雄大なパノラマ景観を眺望する視点場でもあることから、適切な維持管理による景観の保全を進める。
景観形成道路	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線

#### 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。
	意匠・全般	○周辺のまちなみと調和した“和”をイメージした色彩およびデザインとする。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
	屋外階段	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR~10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y~10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY~7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR~10YR 明度 7 以上 彩度 10 以下 1Y~7.5Y 明度 7 以上 彩度 6.5 以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。
工作物	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
	意匠・全般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るために、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
植物	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区



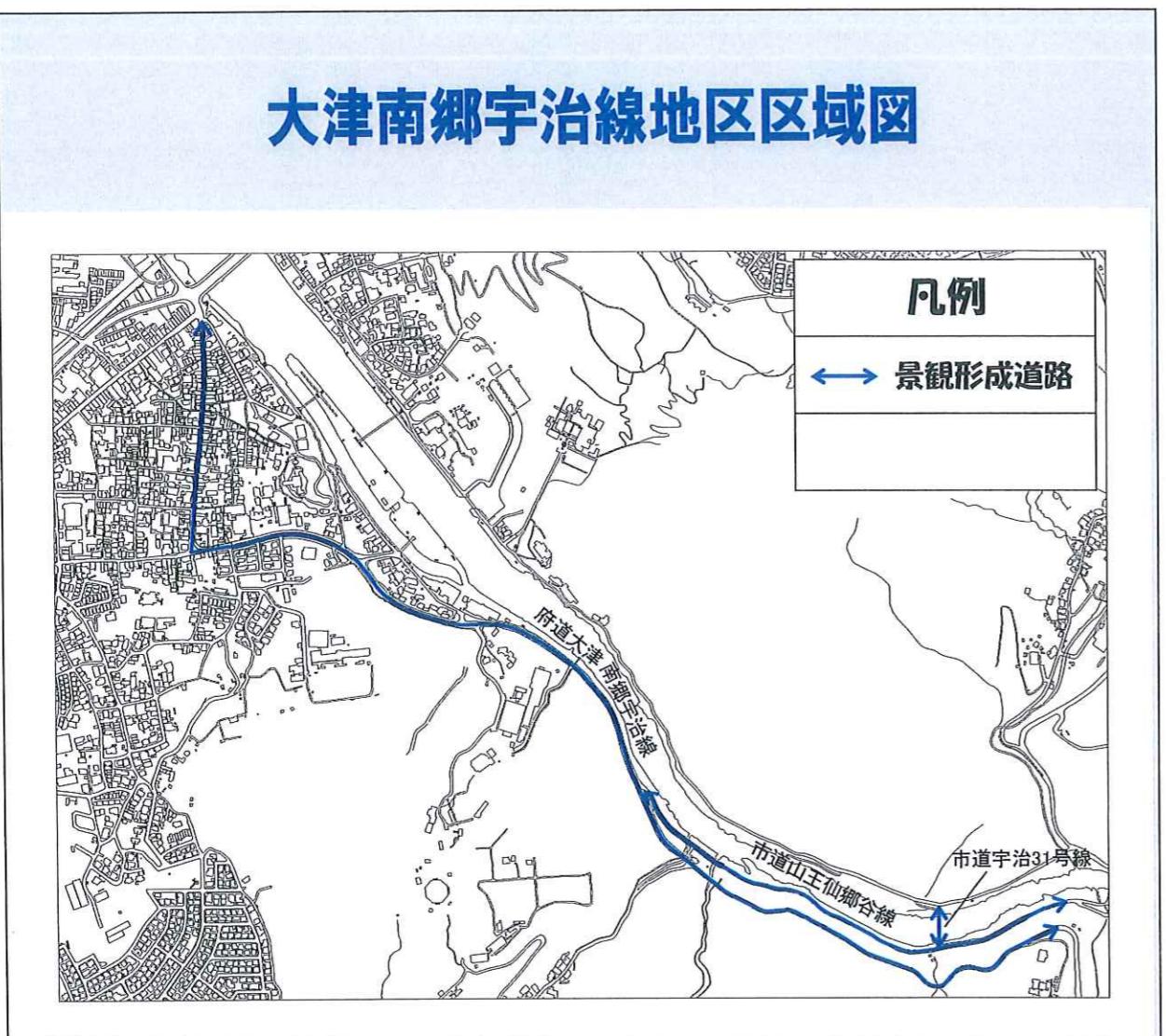
【ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区】

地区の概要	宇治川や仏徳山（大吉山）の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。本地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内であり、眺望景観が守られている。本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されている。
誘導の視点	世界遺産である宇治上神社や源氏物語にゆかりのある歴史的景観、宇治川の水辺景観から山麓そして山頂スカイラインへと続く眺望景観を維持・保全を進める。
景観形成道路	府道宇治公園線 市道牛志津川線 市道宇治18号線 市道宇治6号線 市道乙方三番割線

#### 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。</li> <li>○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。</li> <li>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。</li> <li>○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。</li> </ul>
	意匠・全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。</li> </ul>
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。</li> </ul>
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。</li> </ul>
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上に設備は設けない。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</li> </ul>
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。</li> <li>○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。</li> <li>○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）を基調とする。</li> </ul>
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。</li> </ul>
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。</li> </ul>
	意匠・全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るために、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。</li> </ul>
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。</li> </ul>
垣、さく、塀、擁壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。</li> </ul>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。</li> <li>2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。</li> <li>3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない</li> </ol>
土地の区画および形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。</li> </ul>
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。</li> </ul>

## 二：大津南郷宇治線地区



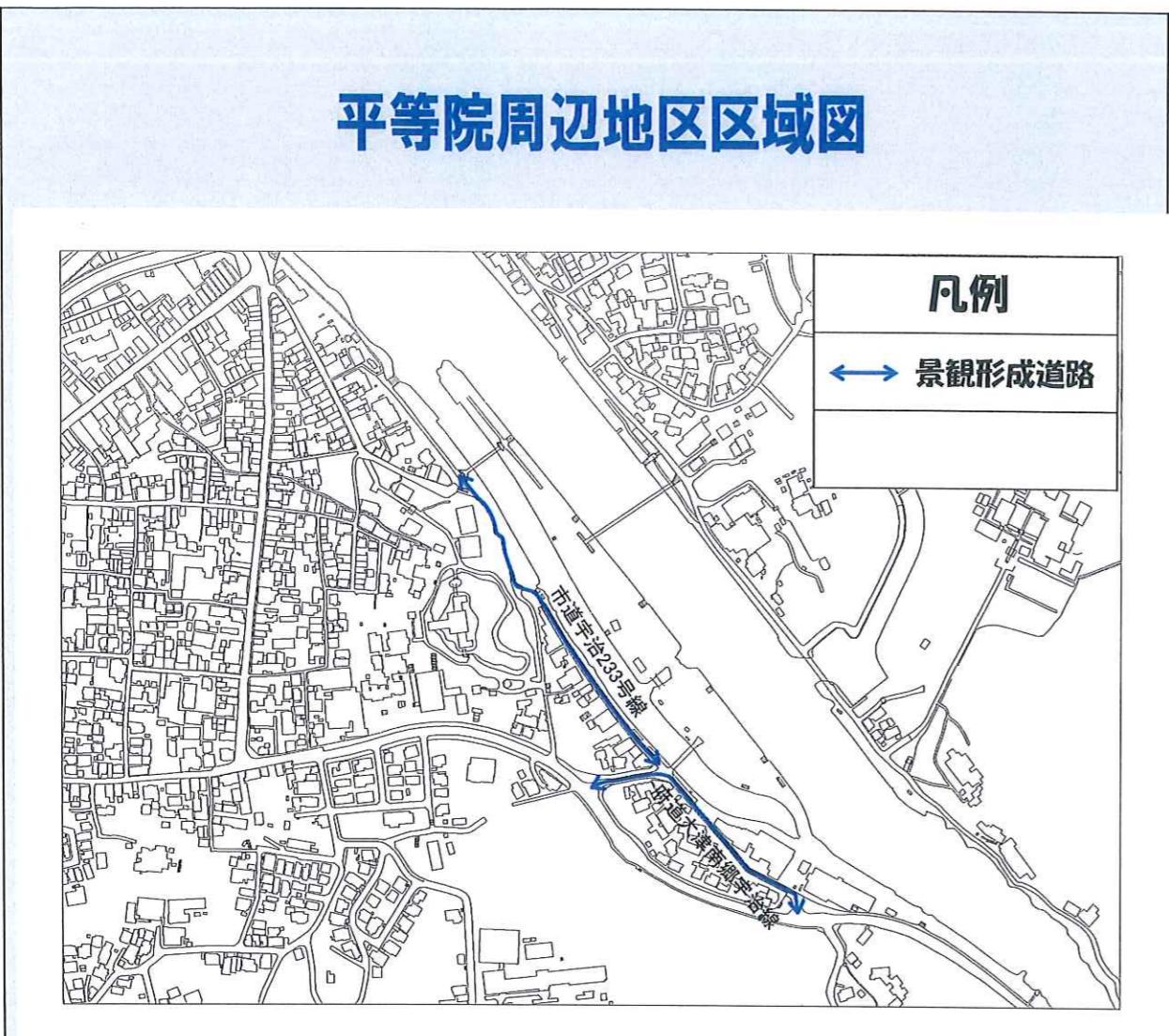
### 【二：大津南郷宇治線地区】

地区の概要	世界遺産平等院を中心として、縣神社や橋姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家が残る府道大津南郷宇治線（一部は縣通り）沿いなど、宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されている。また、本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、平等院周辺のまちなみの連続性が確保された。
誘導の視点	平等院に至る縣通りは平安時代には大和大路として存在しており、現在は景観を形成する重要な通りであることから、沿道の建築物と調和する景観の維持・保全を進める。宇治川の上流域では急峻な山麓丘陵地が迫る地形的条件を勘案し、道路としての安全性を確保しつつ、広域的な観光動線にふさわしい景観を形成する。
景観形成道路	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治31号線

### 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るために、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺にまちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
	屋外階段	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	屋根	○屋根の色彩は無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）を基調とする。
	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に実行する。
工作物	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
	意匠全般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に実行する。
垣、さく、塀		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 拠壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
	木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ホ：平等院周辺地区



【ホ：平等院周辺地区】

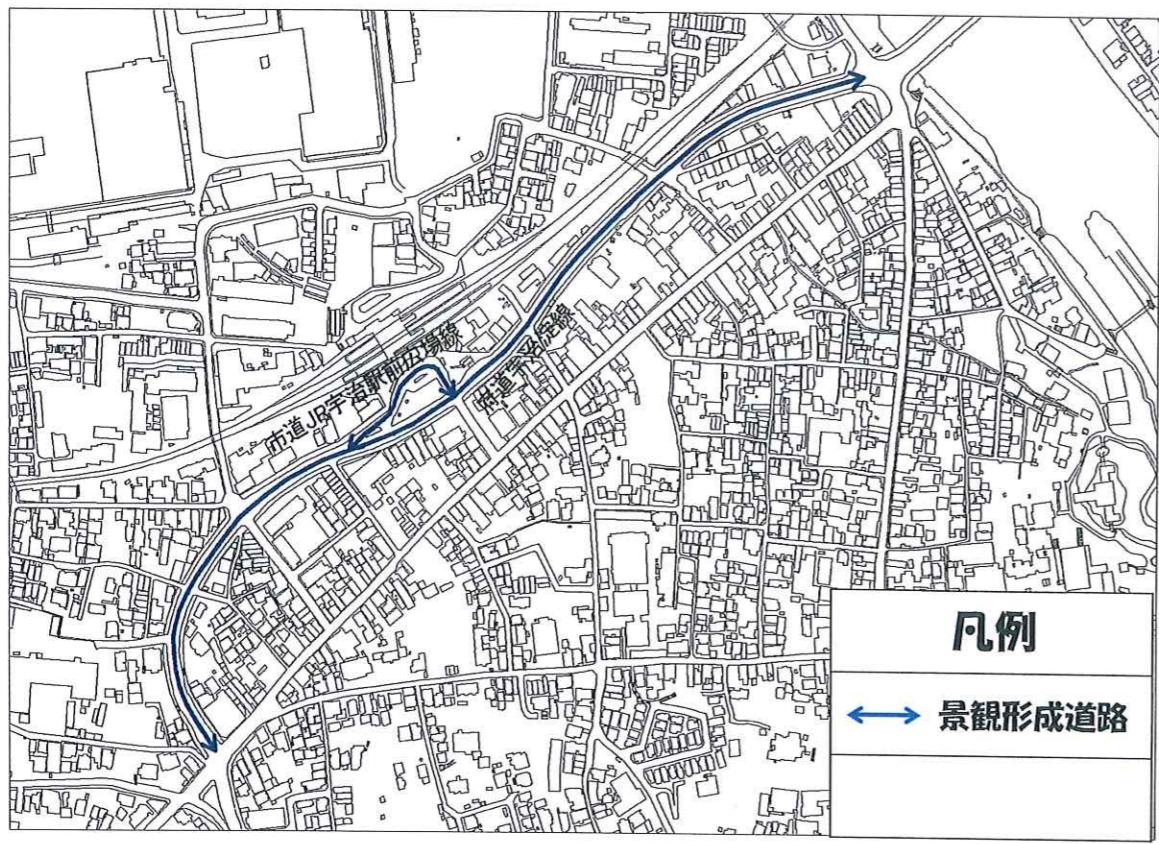
地区の概要	宇治川左岸に位置し、特別風致地区および国定公園に指定されている。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島および朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊路となっている。土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけての旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融合した情緒ある景観が形成されている。また、市道宇治233号線(あじろぎの道)は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、明治から昭和初期にかけての旅館群等との一体的な通り景観が形成され、周辺一帯の回遊する観光動線上に位置する。
誘導の視点	宇治川左岸から大吉山・明星山・五雲峰へと続くパノラマ景観の眺望と平等院への主要観光動線としての通り景観、サクラ、マツ、モミジ等の植栽が融合した景観の維持・保全を進める。
景観形成道路	市道宇治233号線 府道大津南郷宇治線

#### 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。</li> <li>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等、周辺にじむ形状およびデザインとする。</li> <li>○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。</li> </ul>
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。</li> <li>○単純な色彩およびデザインの壁面としない。</li> </ul>
建築物	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。</li> </ul>
	壁 面 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。</li> </ul>
	屋 上 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上に設備は設けない。</li> </ul>
	屋 外 階 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</li> </ul>
	付 带 施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。</li> <li>○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。</li> <li>○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。</li> </ul>
色彩	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0 (いぶし和瓦色) を基調とする。</li> </ul>
	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする)</li> <li>○無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。</li> </ul>
意匠全般	緑 化 (植樹・植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>
	照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るために、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。</li> <li>○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)</li> </ul>
工作物	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>
垣、さく、塀、擁壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。</li> <li>2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。</li> <li>3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない</li> </ol> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の区画および形質の変更</li> </ul>
木 竹 の 伐 採		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。</li> </ul>

△：宇治橋若森線地区

## 宇治橋若森線地区区域図



～：宇治橋若森線地区

地区の概要	宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地している。JR宇治駅南口広場を中心に東西に延びる通りであり、東方は名神高速道路宇治東ICに至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、JR宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されている。
誘導の視点	府道宇治淀線は未整備区間の無電柱化促進により、宇治市の第一印象が高まる景観を形成しており、世界遺産（平等院、宇治上神社）への主な動線として、歴史性・文化性に配慮した宇治の顔づくりを進める。
景観形成道路	府道宇治淀線

景觀形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るために、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	意匠全般	○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	屋外階段	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	ペランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR~10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y~10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY~7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR~10YR 明度 7 以上 彩度 10 以下 1Y~7.5Y 明度 7 以上 彩度 6.5 以下 2.5G~2.5BG 明度 3.5~7.0 彩度 2~10 5B~7.5PB 明度 6.5 彩度 6 無彩色 N5.0~N9.0 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
工作物	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。) を基調とする。
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

ト：宇治橋通り地区



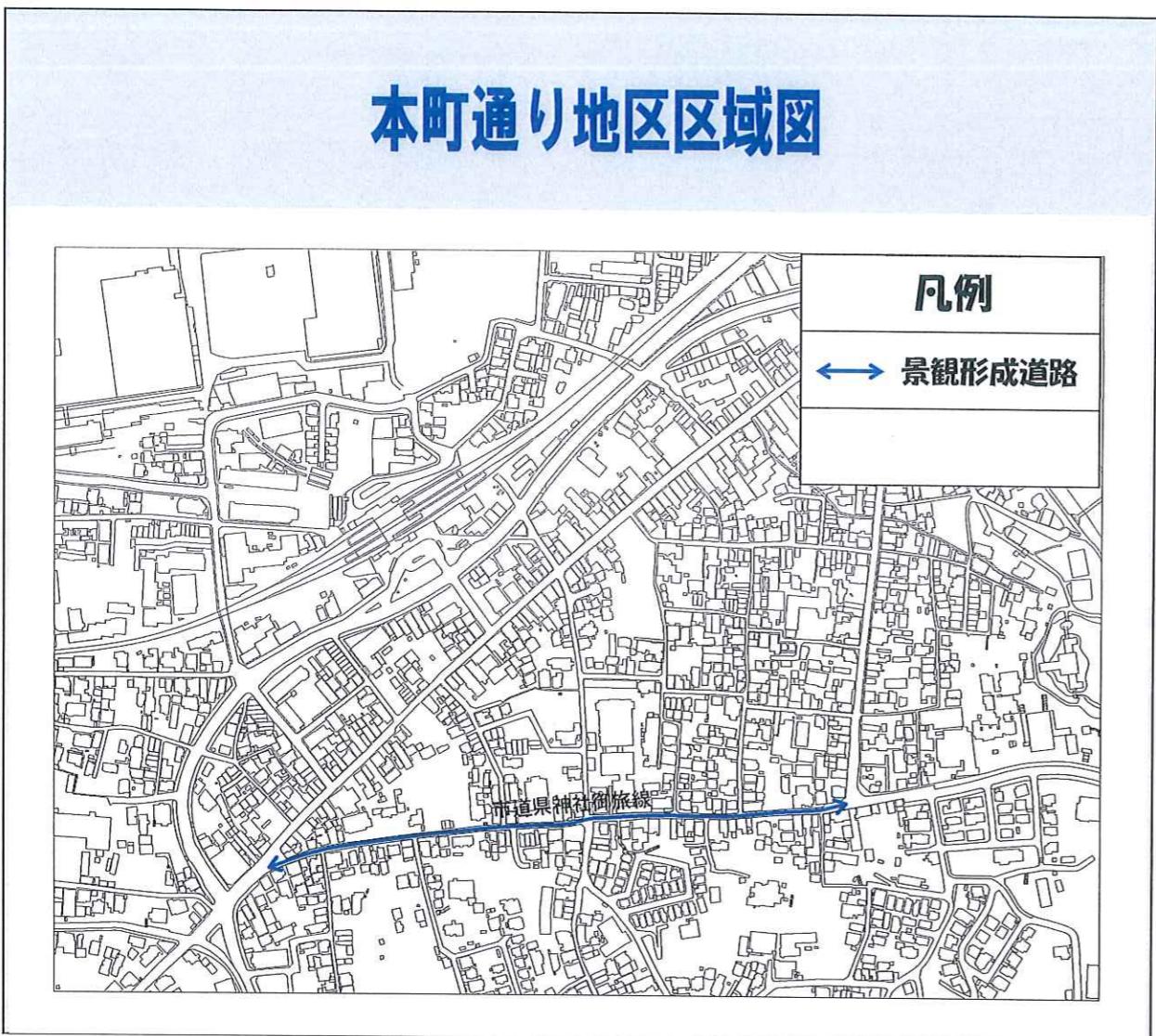
ト：宇治橋通り地区

地区の概要	JR宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線上に位置し、露商店が立ち並び歴史的な建築物が混在している。また、中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等の歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されている。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）へ通じる歴史のある地区として、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、茶商等の生業景観、地域発展に資するにぎわい景観、住民の身近な買い物等の生活景観など、歴史や観光と生活のバランスの取れた景観の保全を進める。
景観形成道路	府道宇治淀線 府道宇治小倉停車場線 府道宇治停車場線

### 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	意匠全般	○単純な色彩およびデザインの壁面としない。 ○1、2階を意匠的（軒や色彩）に区分するデザインとする。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	屋外階段	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。
植物	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
意匠全般	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
工作物	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般的誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般的誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

チ：本町通り地区



チ：本町通り地区

地区の概要	縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたり、第一種住居地域かつ一部風致地区内に指定されており、良好な住宅地が広がっている。
誘導の視点	比較的よく伝統的木造建築の町家が残されていることや、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されていることから、歴史的なまちなみの維持を図り、歴史的な建築物等の維持・保全を進める。
景観形成道路	市道縣神社御旅線

### 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
	屋外階段	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	ペランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR~10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y~10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY~7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止する。 2.5R~10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR~10YR 明度 7 以上 彩度 10 以下 1Y~7.5Y 明度 7 以上 彩度 6.5 以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。
意匠全般	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に実行する。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
色彩	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
	工作物	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止する。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
植栽	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に実行する。
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般的誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般的誘導基準を遵守すること。 3) 拥壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

## 6－2 その他の法令・条例に基づく行為の制限

### 6-2-1 風致地区・特別風致地区における行為の制限

都市計画法および宇治市風致地区条例に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為の制限があります。

### 6-2-2 近郊緑地保全区域における行為の制限

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為の制限があります。

### 6-2-3 琵琶湖国定公園における行為の制限

自然公園法に基づき、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、などの行為の制限があります。



## 第1章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定



## 第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

### 7-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方

文化財保護法に基づく登録有形文化財、京都府指定文化財、宇治市指定文化財である建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成にも重要なものです。また、これらの文化財に指定又は登録された建造物以外についても、積極的に景観重要建造物への指定を行います。

景観重要建造物の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる形態意匠の有無及びその改造度合並びに建造物の維持保全の状態を確認し、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

#### □ 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

## 7－2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方

宇治市名木百選に選定されている木々については、積極的に景観重要樹木への指定を行います。

景観重要樹木の指定は、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

### □ 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

- 樹姿(樹高や樹形)が、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

## 第8章 屋外広告物に関する行為の制限



## 第8章 屋外広告物に関する行為の制限

### 8-1 表示・掲出に関する基本的な事項

良好な景観の形成を図るため、建築物等の意匠・形態に関する行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関し、景観計画区域のそれぞれの地区の特色に合わせた意匠・形態、規模、色彩、照明などに係る行為の制限を以下に定めます。

また必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞き、助言・指導を行います。

## 8－2 景観計画による行為の制限

景観計画区域内の地区ごとに、屋外広告物等の意匠、形態、規模、色彩、照明に係る行為の制限について定めます。

### ■市域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること。 (2) 色彩は、次のとおりとすること。 ア 彩度が10より高い色彩としないこと（軽微なものを除く。）。 イ 彩度が6.5以下を基調とすること。
広告塔	屋上広告塔	(1) 高さは、設置建築物等の高さの3分の1以下で、かつ、5メートル以下とすること。 (2) 幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。
	一般広告塔	(1) 幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 道路の交差点から20メートル以上離れた場所に設置すること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	(1) 長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出しで平面なもの	(1) 面積は、設置壁面の面積の4分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2) 長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (3) 道路上に突き出さないものであること。 (4) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	(1) 設置壁面から垂直方向に1メートル以上突き出していないこと。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	(1) 縦は、3メートル以下とすること。 (2) 横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。 (4) 屋根面に直描しないこと。
	和風屋根に設置するもの	(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。

		(4) 屋根面に直描しないこと。
立看板		(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 横は、1メートル以下とすること。 (3) 高さが30センチの脚を有すること。 (4) 設置の期間は、30日以内とすること。 (5) 道路上に設置しないこと。
建植広告物		(1) 著しい変形でないこと。 (2) 上下2段以上でないこと。
へい垣広告物		上端は、へい垣を超えないこと。
アーチ広告物		(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
気球広告物		(1) 気球は、球型で、直径3メートル以下とすること。 (2) 網の長さは、45メートル以下とすること。 (3) ネット面に広告物を設置すること。 (4) 補助網を用いること。
横断幕		(1) 縦は、1メートル以下とすること。 (2) 設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
幕広告		(1) 幅は、1.5メートル以下とすること。 (2) 長さは、11メートル以下とすること。 (3) 幕は、布地を用いること。
はり紙		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 1辺が1メートル以下とすること。 (3) 表示の期間は、30日以内とすること。 (4) 著しい変形でないこと。

#### ■景観計画区域(景観計画重点区域を除く。)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	<p>(1) 意匠及び形態は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 世界遺産背景地地区、歴史的遺産周辺地区、宇治橋下流地区、市南北玄 関口地区及び市街地・田園・山麓・山間地区に表示し、又は設置する広 告物等にあつては、周辺の景観と調和した意匠とすること。</p> <p>イ 主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等に あつては、過度に目立たない意匠及び形態とすること。</p> <p>ウ 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、その支柱が見えないよ うにすること。</p> <p>(2) 色彩は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 世界遺産背景地地区及び市街地・田園・山麓・山間地区に表示し、又は</p>

		<p>設置する広告物等にあつては、背後の自然景観及び周辺の景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>イ 歴史的遺産周辺地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>ウ 宇治橋下流地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>エ 市南北玄関口地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>オ 主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、沿道景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p>
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	一般広告塔	高さは、地上から15メートル(木造の広告塔は、地上から10メートル)以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、設置壁面の面積の4分の1以下とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	和風屋根に設置するもの	(1) 面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、大棟を超えないこと。
建植広告物		(1) 面積は、30平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下とすること。

#### ■景観計画重点区域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 周辺の景観と調和した意匠とすること。 (2) 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設

		置する建築物等の各部の高さを超えないこと。 (3) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、道路に面する壁面の場合は、設置壁面の面積の5分の1以下とし、それ以外の場合は、設置壁面の面積の10分の1以下とすること。
屋上広告物		面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

#### ■風致地区全体に共通する許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。 (2) 高さは、地上から15メートル（特別風致地区（宇治市風致地区条例（平成26年宇治市条例第33号）第2条第1項に規定する特別風致地区をいう。以下同じ。）については、10メートル）以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置すること。
へい垣広告物	へい垣面に直描しないこと。

#### ■景観計画重点区域のうち重点地区1(中央玄関口地区)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔 (1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。
建植広告物	(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区2(世界遺産周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区3(世界遺産保全及び特別風致地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区4(白川集落地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度

		合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

#### ■景観計画重点区域のうち重点地区5(白川集落周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

#### ■景観計画重点区域のうち重点地区6(萬福寺周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準

全ての広告物等		(1) 歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計2.5平方メートル以下とすること。

#### ■ 景観計画重点区域のうち重点地区7(黄檗駅周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から4メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

#### ■ 景観形成道路(平等院表参道地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。

		(2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

### ■景観形成道路(宇治橋東詰地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(あさぎり通り、さわらびの道周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</li> <li>(2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</li> <li>(3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</li> <li>(4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</li> </ul>
広告塔	一般広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。</li> <li>(2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。</li> </ul>
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。</li> <li>(2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。</li> </ul>
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(大津南郷宇治線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</li> <li>(2) 高さは、地上から10メートル以下とすること。</li> <li>(3) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</li> <li>(4) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</li> <li>(5) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</li> </ul>
広告塔	一般広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。</li> <li>(2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。</li> </ul>
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。

	(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

### ■ 景観形成道路(平等院周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

### ■ 景観形成道路(宇治橋若森線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

建植広告物	(1) 面積は、5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

#### ■景観形成道路(宇治橋通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

#### ■景観形成道路(本町通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面 が突き出しで直 角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。

	(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。



## 第9章 景観重要公共施設の整備



## 第9章 景観重要公共施設の整備

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な以下に掲げる公共施設を景観重要公共施設とします。

### ○景観重要公共施設

#### ・道路

京都府道 宇治淀線、京都宇治線、平等院線、宇治公園線、大津南郷宇治線  
万福寺線

宇治市道 宇治橋線、JR 宇治駅前広場線、JR 宇治駅前線、宇治 395 号線、  
宇治志津川線、京阪宇治駅前線、宇治 18 号線、宇治 6 号線、  
乙方三番割線、宇治 233 号線、山王仙郷谷線、宇治 31 号線、  
県神社御旅線、白川浜山本線、五ヶ庄 71 号線、五ヶ庄 78 号線

#### ・河川

一級河川 淀川（宇治川）

普通河川 寺川

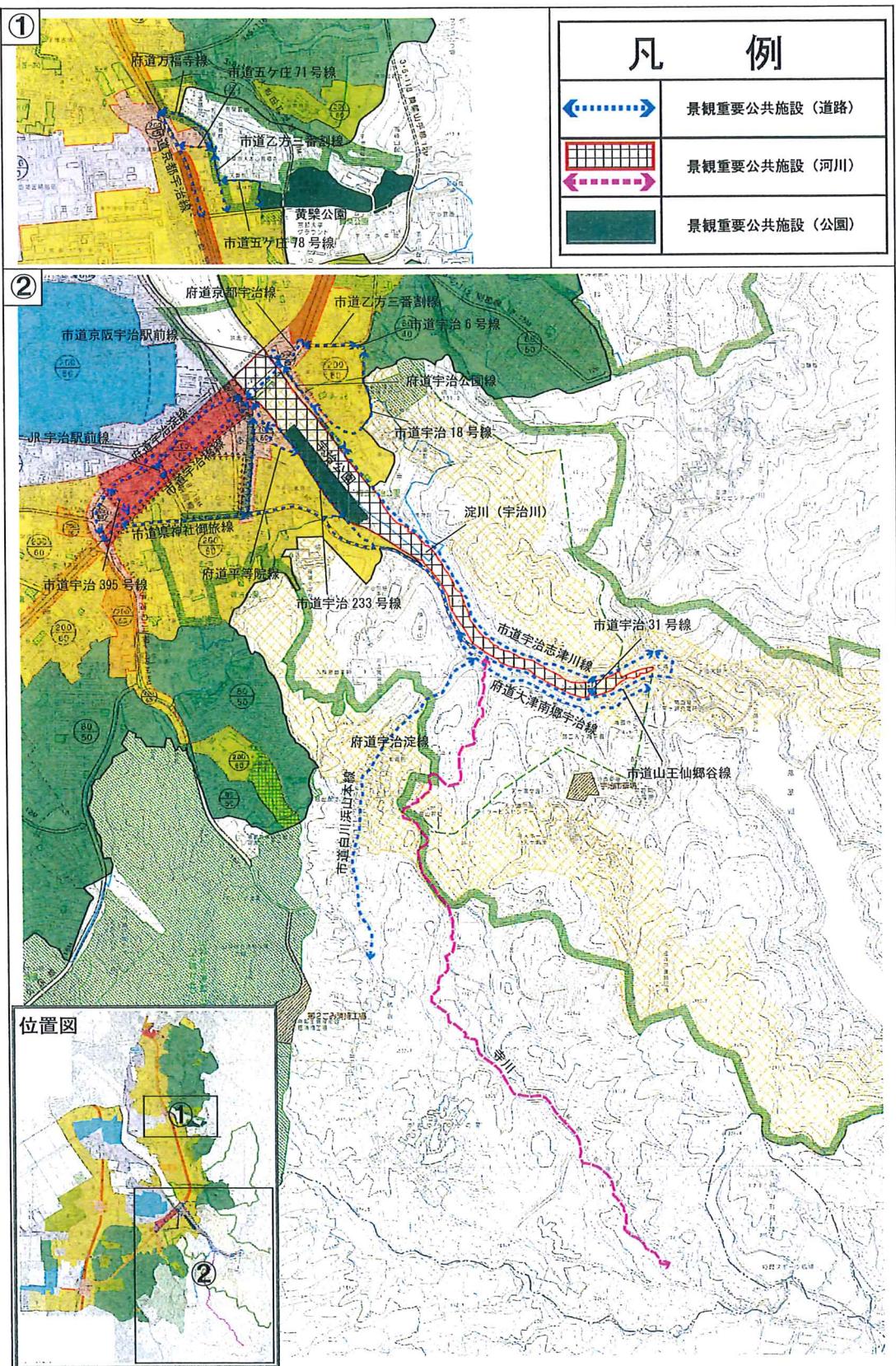
#### ・公園

京都府立 宇治公園

宇治市立 黄櫻公園

上記の景観重要公共施設の整備を行う際には本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

●景観重要公共施設区域図



# 宇治市景観計画

平成 20 年 4 月 1 日	告示
(変更) 平成 21 年 12 月 11 日	告示
(第2回変更) 平成 24 年 12 月 14 日	告示
(第3回変更) 令和 6 年 月 日	告示

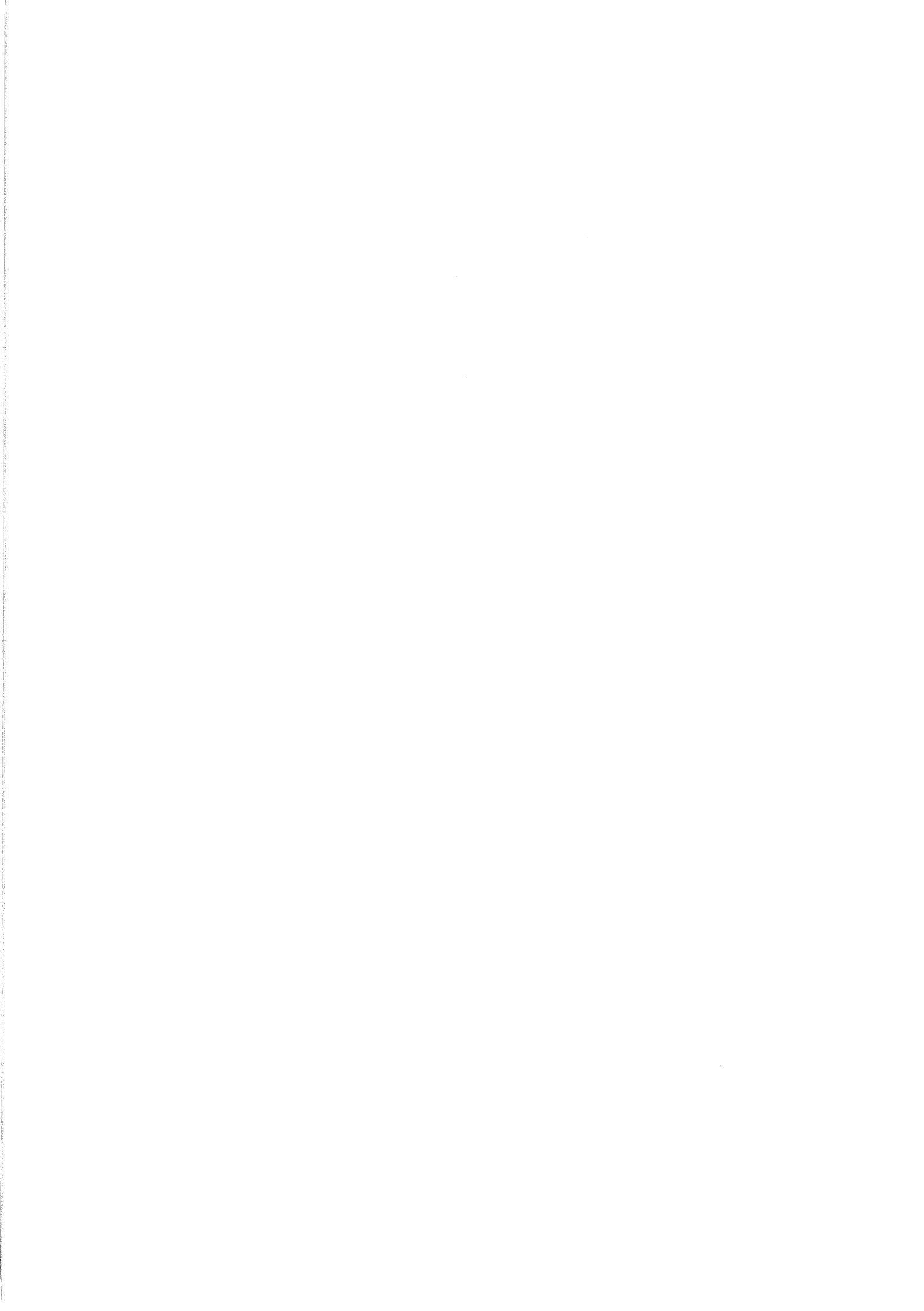
---

連絡・問合せ先

京都府宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL 0774-22-3141 (代)



# 宇治市景観計画（素案） 概要版



## ■宇治市景観計画の改訂にあたって

### 1 景観計画改定の背景と目的

「宇治市景観計画」は平成20年4月に策定されました。景観計画では、特に景観に配慮すべき地区として重点区域を設け、平成21年と平成24年には重点区域の拡大を行い、良好な景観の形成に向け、充実を図ってきたところです。重点地区や景観形成道路沿道においては、景観計画による誘導や高度地区による高さ制限、風致地区の許可基準による景観誘導を行っており、良好な景観形成が図られてきました。まちなみの変化が、まちの魅力向上につながり、にぎわいが生まれてきました。

一方で、大規模な開発や太陽光発電設備の設置、基地局の新設・増設などの新たな土地利用が増加しており、開発等の動向を注視するとともに、良好な景観形成に向けた適切な誘導が必要となっています。

このような新たな土地利用にも対応するため、地区の特性に応じたよりきめ細かい景観誘導を図る必要がありますことから、景観計画の見直しを行うことといたしました。

### 2 改定にあたってのポイント

#### 2-1 基本理念と行動指針

今回の改定では、計画の基本理念と行動指針については、これまでの景観計画を踏襲しました。

#### 2-2 景観形成における基本方針

今回の改定では、景観形成における基本方針については、これまでの景観計画を踏襲しながら、景観の類型ごとの特性に応じて追記を行いました。

#### 2-3 地域特性に応じた地区の分割と誘導指針の策定

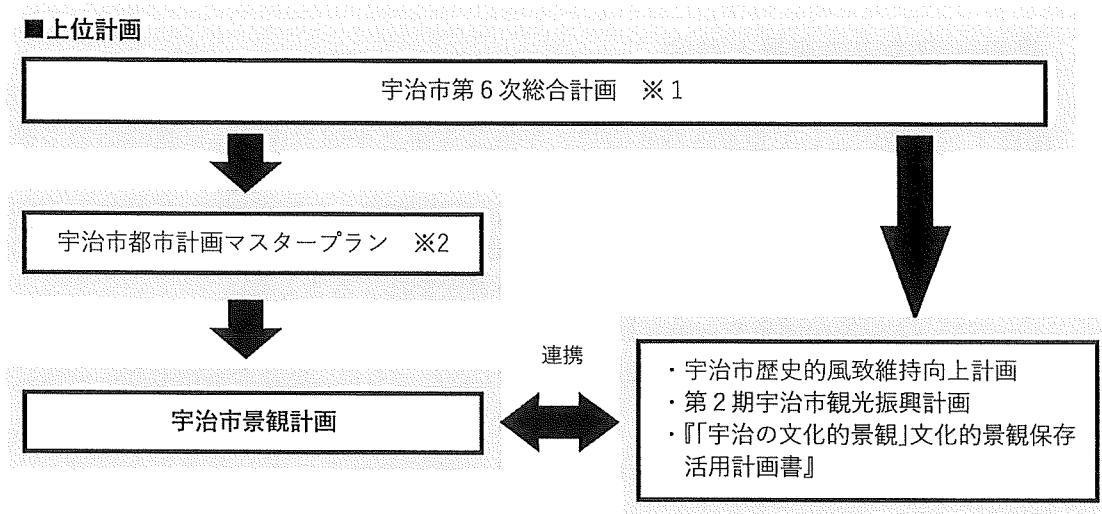
景観特性に応じたG地区の分割を行うとともに、他の地区についても地区の概要や誘導の視点について、より理解を得られるように追記や修正を行いました。

#### 2-4 これまでの景観行政の評価

これまでの景観計画運用実績や本市の取組み実績、景観の変化、意識・行動の変化について検証を行い、現状と課題を明確にしました。

## ■景観計画と関連計画

### ●既存計画（上位・関連計画）との関係



※1 宇治市第6次総合計画（令和4年度（2022）～15年度（2033））

宇治市のまちづくりの最上位計画であり、「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像としています。

※2 宇治市都市計画マスターplan（令和4年(2022)～24年(2042)）

都市計画の将来方向を示す計画で、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備など「ともに築く 魅力ある未来への都市」を都市づくりの基本理念としています。

### 【景観計画とは】

景観法に基づき、景観行政団体が景観行政を進める上で定める基本的な計画。景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める。

※【景観法】（平成16年6月18日法律第110号）

都市、農村漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

※【景観行政団体】

景観行政を担う主体。政令市、中核市、都道府県は、自動的に景観行政団体となり、他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能。

## ■宇治市の現状と課題

景観計画策定以降の計画において、3つの視点で検証を行いました。計画の運用実績や本市の景観施策の取組み実績による事業施策の進捗状況や、景観の変化、意識・行動の変化の3つの視点での現状についてまとめます。

### ●現状の検証

1. 事業施策の進捗	2. 景観の変化	3. 意識・行動の変化
<ul style="list-style-type: none"><li>●景観計画の運用実績<ul style="list-style-type: none"><li>・届出件数</li><li>・指導等の実施件数</li><li>・是正件数</li></ul></li><li>●本市の取組実績<ul style="list-style-type: none"><li>・景観形成助成</li><li>・景観重要建造物指定</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●建築物、工作物、屋外広告物や是正指導に伴う変化を写真比較</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地区まちづくり協議会や建築協定など団体の景観に関する取組内容や、市民の観光動向の変化</li></ul>

#### 1 事業施策の進捗

これまでの景観法に基づく届出件数などの運用実績や、景観形成助成並びに景観重要建造物の指定を行うなど本市としての取組実績の検証を行いました。

#### 2 景観の変化

建築物や道路の整備など本市の景観の移り変わりについて写真で比較を行いました。

#### 3 意識・行動の変化

地区まちづくり協議会や建築協定などの市民団体の取組や観光動向の変化を軸に、意識・行動の変化による検証を行いました。

## ■景観の課題

### ●現状と課題

#### 1. 現状の評価

土地利用の変化や開発整備の近年の傾向と対策について、事業施策の進捗、景観の変化、意識・行動の変化の3つの視点で景観の現状をまとめると以下のとおりとなります。

##### ① 事業施策の進捗

###### 重点地区及び景観形成道路

- ・すべての建築物等が届出対象となることから、住宅の新築の届出が多い。
- ・高度地区や風致地区による高さ規制や必要に応じて景観アドバイザーの意見を聴きながら意匠や色彩の誘導を行うことにより、良好な景観が形成されている。
- ・工作物では、携帯基地局や鉄塔、太陽光発電など新たな土地利用もみられる。

###### A～G地区

- ・大規模建築物等が届出対象となることから、共同住宅や工場の届出が多い。
- ・必要に応じて景観アドバイザーの意見を聴きながら意匠や色彩の誘導を行うことにより、良好な景観が形成されている。
- ・20m以下の建築物が大半を占めるが、40mを超える建築物もあり、世界遺産等からの望見について注視が必要である。
- ・工作物では、携帯基地局や鉄塔、太陽光発電など新たな土地利用もみられ、山麓や山間地域では、山並みスカイラインの保全などが必要である。

##### ② 景観の変化

景観計画に基づく誘導や景観形成助成制度の活用、道路舗装の高質化、電線地中化などにより、良好な景観形成に努めてきました。景観重要建造物の指定により、地域の景観にとって重要な建造物の保全も行っています。

特に重点地区では、空き家や空き店舗の改修や利活用も進んでおり、まちのにぎわいも創出されてきました。

##### ③ 意識・行動の変化

市内には8つの地区まちづくり協議会があり、景観保全をはじめ様々な活動をしており景観に対する意識は向上しています。また、地区計画や建築協定を締結している地域もあります。アンケート等の結果からも、景観に対する関心や景観の満足度が高いことがうかがえます。

## 2. 景観の課題への対応策

### ① 新しい土地利用

景観計画策定以降、景観の誘導や市民の意識や行動の変化により、良好な景観の形成が図られてきましたが、携帯基地局の設置や太陽光発電設備の設置などの新たな土地利用に対しては、特に、山麓や山間地域、山並みスカイラインでの適正な景観の誘導が必要となっています。

### ② 対応策

重点地区以外では、7つの地区に区分し景観特性に応じた誘導を図っているところですが、市域の大半を占めるG地区は市街地・田園・山麓・山間という異なる景観特性を含み、同一の基準で景観誘導を図っており、景観特性に応じた区域の再編が必要です。

市街地については、緑豊かな住宅地景観の形成や旧集落のまちなみの保全が必要であり、田園については、広大な田園地を貴重な景観として保全していく必要があります。また、山麓については、景観類型として骨格軸景観と位置付ける東部丘陵の山並みスカイラインや宇治川から山頂に連なるパノラマ景観を、山間については、山間樹林を保全しながら里山景観を保全する必要があります。

今回の計画改定では、市域の大半を占めるG地区を再編することで、景観特性に応じた景観誘導を図っていきます。

### ③ G地区再編後の誘導の方向性

それぞれの地域特性ごとにきめ細かな誘導を行うためには、地区の概要や誘導の視点を、明確に示すため4つの地区に分割する必要がある。

(市街地)

現在の基準で誘導を図る。

(田園)

生産活動を維持し、田園の景観を保全していく。

(山麓)

宇治川からのパノラマ景観の保全のための視点場が必要。

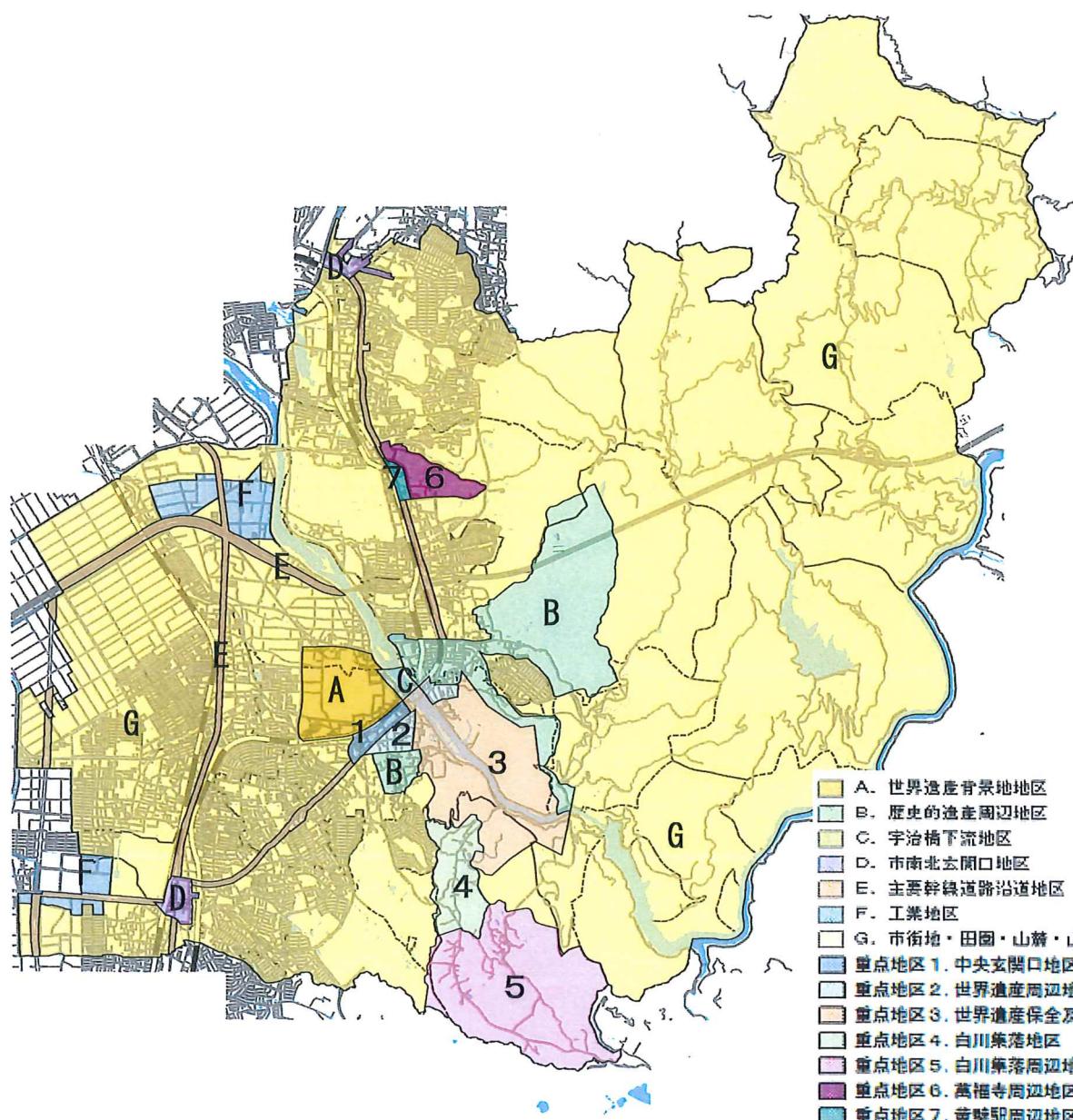
(山間)

地区まちづくり協議会の景観に関する取組と協調しながら地域の特徴を活かした景観を保全する必要がある

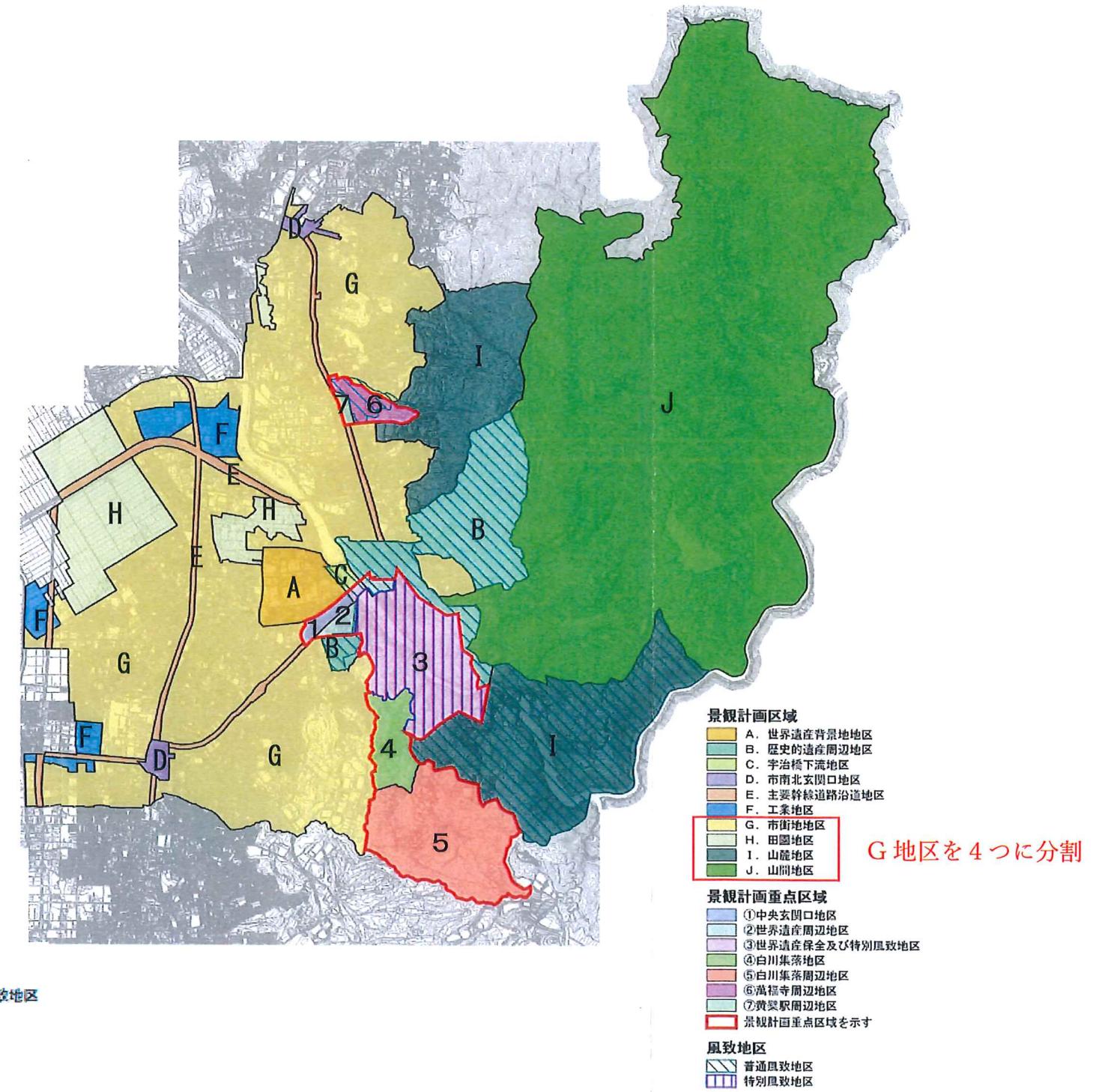


## ■景観計画変更区域図

旧景観計画図



新景観計画図



## ■基本理念と行動指針

基本理念と行動指針については、平成20年に策定した宇治市景観計画の内容を引き続き継承します。

### ●基本理念と行動指針

宇治市において脈々と伝えられてきた歴史性や固有の風土を大切にし、住んでよかったと思えるまちづくりをめざして、私たち市民一人ひとりがより良い景観の形成に取り組んでいくための「基本理念」を次のように提唱します。なお、宇治は『源氏物語』最後の十帖（宇治十帖）の舞台となっており、また古代から歌にうたわれた景観を今日に伝えていけるところから、和歌調で言い表すことにします。

#### 基本理念

悠久の歴史と自然を今に活かし  
ふるさと宇治を誇り伝えん

その基本理念を私たちが具体化していくための行動指針として、次の4つを心にとめていきましょう。

#### 行動指針

- ① 住民主体の景観づくり
- ② シンボル景観（景観重点地区）の保全と継承
- ③ ふるさと宇治の景観の保全と創造
- ④ 快適でうるおいのある景観づくり

## ■ 良好的な景観の形成

### ● 景観形成における基本方針

景観法導入にあたっての基本的な考え方

宇治市は、これまで取り組んできた景観行政を継続しながら、景観法を活用し、景観に関する指導をより具体的に、きめ細かなものとしていきます。

#### 「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念を遵守する

「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念である“悠久の歴史と自然を今に活かし ふるさと宇治を誇り伝えん”を「宇治市景観計画」においても基本理念とし、市内の歴史的景観を保全・継承していきます。また源氏物語にも描かれた宇治川や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯の宇治市のシンボル景観として位置づけられる区域並びに特に景観に配慮すべき区域については、重点区域としてその保全に努めます。

#### 住民の景観に対する考え方・意見に配慮する

「宇治市景観計画」では、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を定めます。その区域内において、建築物等の高さや色彩・デザインに制限を加えることは景観保全のために大切なことですが、区域内の住民等に対して行為の制限等を課すことになります。

このため、「宇治市景観計画」による制限については、その必要性について十分に説明し理解を求めるとともに、住民の景観に対する考え方・意見に配慮していきます。

#### 地域の特性に応じた新しい景観の形成に努める

宇治市は、歴史的景観にもめぐまれていますが、人口規模では京都府第二の都市であり、市内には大規模な住宅地があり、駅周辺には商業施設、教育施設、工場等が立地して、新しい景観を形成しています。

宇治市は、これらの新しい景観についても、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。

#### 屋外広告物に関する行為の制限を定める

屋外広告物は、会社や商店の場所を示したり商品やサービスの情報を提供したりするだけでなく、特定の場所に人を案内・誘導するなど、身近な情報の伝達手段として日常生活に欠かせないものとなっています。しかし、無秩序、無制限に設置されると良好な景観が損なわれることから、屋外広告物に関する行為の制限について「宇治市景観計画」に定めます。

### **住民主体の景観づくりをすすめる**

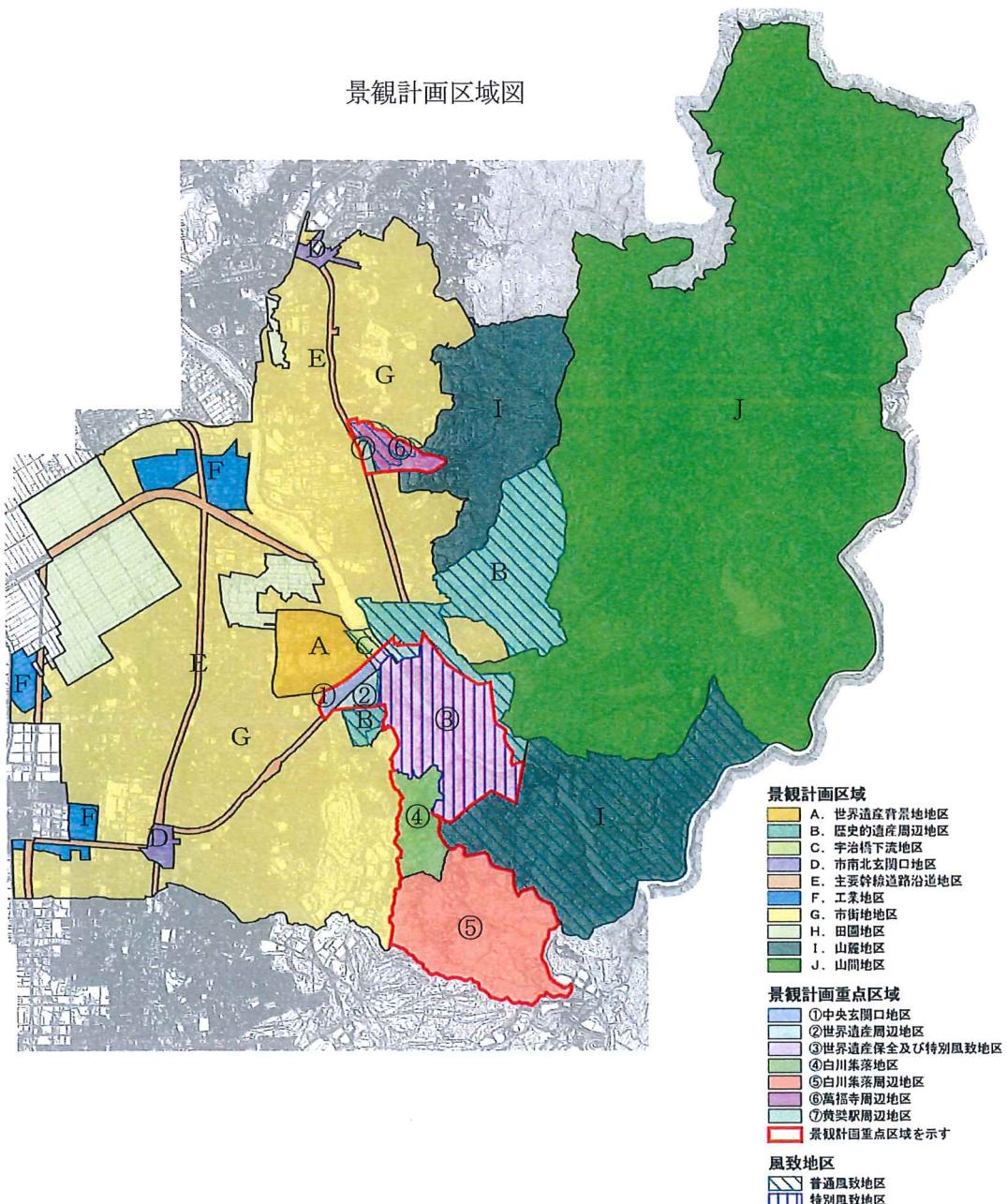
宇治市は、「宇治市景観計画」を活用しながら、住民による快適でうるおいのある景観づくりのための活動がより円滑に行われるよう、景観計画の提案制度や景観協定の締結にむけた計画づくり等に対する支援等をすすめていきます。

## ■ 景観計画区域と概要

### ● 景観計画区域

宇治市は、「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、市民の財産である市内の歴史的景観を保全・継承し、また市民と行政が協働して快適でうるおいのある景観づくりをすすめていくために、市内全域を「景観計画区域」とします。

そして、「景観計画区域」を以下の17の区域に分け、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。



## 概要

	地区名称	概 要
景観計画区域	A : 世界遺産背景地地区	<p>用途地域としては工業地域及び準工業地域である。世界遺産（平等院、宇治上神社）から見て背景地にあたり、JR宇治駅北口に接し、事業所等が地区の大半を占めている。</p> <p>昭和初期に産業基盤が形成された一団の工業集積地で、大規模工場を中心に多くの中小工場が立地するほか、大規模商業施設、マンション、戸建て住宅等の多用途が混在する。</p>
	B : 歴史的遺産周辺地区	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺にあたり、三室戸寺、菟道稚郎子宇治墓、お茶と宇治のまち歴史公園、善法寺、茶園などの地域資源を有し、五雲峰や明星山などの市街地近郊の山麓丘陵地とともに、歴史と自然景観が豊かな地区であり、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されるほか、その他の住居系用途地域には高度地区（高さ制限 10m～20m）が指定されており、眺望が確保されている。また、市街地近郊の山麓丘陵地は市街化調整区域に指定されるほか、天下峰へと続く山並みスカイラインへの広大なパノラマ景観が広がっている。</p>
	C : 宇治橋下流地区	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）を結ぶ宇治橋の下流域にあたり、地区全体が風致地区（高さ制限 15m）に指定されており、宇治橋から下流を望む河川景観の保全が確保されている。</p> <p>また、宇治川の水辺を通して天下峰～五雲峰の山並みスカイラインを一望することができる。</p>
	D : 市南北玄関口地区	<p>六地蔵駅周辺及び大久保駅周辺にあたり、商業地域及び近隣商業地域に指定され、広域的な交通ターミナルを中心とした商業施設やマンション等が集積している。旧奈良街道の街並みは、豊臣秀吉が建設した伏見城下町の町割りの遺構で、一丁目・札ノ辻・紺屋町などの小字はその頃の遺称である。六地蔵駅北側では、地区計画を指定した高度利用を促進しており、景観に配慮された駅の改修や広場が整備されており、また六地蔵駅周辺や旧奈良街道では、高さを規制し、道路沿いに一定の奥行きを持った規則的な街並みを有する地区を形成している。</p>

	E : 主要幹線道路沿道地区	<p>市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道 24 号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約 25m）を対象にしている。ただし、B・D 地区および景観計画重点区域内の沿道は除く。</p> <p>沿道の建築物は概ね低層であり、とりわけ城陽宇治線は典型的なロードサイド型の土地利用が形成されている。</p> <p>また、国道 1 号及び国道 24 号の一部は市街化調整区域内を通ることから、雄大な田園景観を眺望できる。</p>
	F : 工業地区	<p>工業地域に指定されており、槇島地区では中小製造業等の工場が集積し、大久保地区では多様な業種の工場・事業所等の多用途が混在している。</p> <p>大久保地域の一部では、高さの規制を設定し住工混在を避けるため建築物の用途等の制限を設け市街地環境の形成が図られている。</p>
	G : 市街地	<p>A～F 地区、H～J 地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域を含む地区である。</p> <p>旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和 30 年代後半からの比較的敷地の大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存している。</p>
	H : 田園地区 (G 地区より分割)	<p>市街化調整区域内の農地および湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畠・茶園、木幡池などで構成されるパノラマ景観が広がる地区である。</p> <p>四季折々の景色を楽しむことができるとともに、身近に自然の潤いや安らぎが感じられる。</p>
	I : 山麓地区 (G 地区より分割)	<p>天下峰～五雲峰の山麓丘陵地として、河川軸である宇治川から東側を眺望した尾根筋を結んだ山並みスカイラインが南北に連なり、また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部風致地区に該当する。</p> <p>市街地に隣接する部分では黄檗公園やゴルフ場が整備されている。</p>
	J : 山間地区 (G 地区より分割)	<p>山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたる。</p> <p>谷あいに形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができる。</p>

景観計画区域のうち、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を以下に定め、それぞれの地区ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概要
重点地区 1：中央玄関口地区	宇治市の中央玄関口であるＪＲ宇治駅の東側にあたり、本市の中核拠点の一角として商業地域、近隣商業地域に指定されている。また、ＪＲ宇治駅南口周辺や宇治橋通り沿いは、地域住民の日常生活の場となっているとともに、飲食店や土産物屋等が数多く立ち並び、観光の拠点地区として多くの観光客が集まるにぎわいのある地区である。
重点地区 2：世界遺産周辺地区	本市の中核拠点の一角を構成し、世界遺産（平等院、宇治上神社）の背後地にあたる。第一種住居地域及び近隣商業地域に指定され、また、大半が風致地区（高さ制限15m）に指定されている。 東西南北に基盤目状に走る本町通り・縣通り・伍町通りなどの道路を基本としながら、そこを斜めに宇治橋通りが貫き、これらが作り出す三角形状の街区が市街地の基本形となっており、近年の発掘調査において、宇治地区的各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見された。また、世界遺産に接近する歴史のある地区であり、歴史性や統一感のある建物が広がっている。
重点地区 3：世界遺産保全及び特別風致地区	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺は第一種住居地域で、それ以外は市街化調整区域である。 宇治橋の上流域にあたり、世界遺産の平等院及び宇治上神社を有するとともに、宇治川両岸の仏徳山及び槇ノ尾山などの山麓丘陵地により構成されており、地区全域が特別風致地区（高さ制限10m）に指定されているほか、風致地区（高さ制限15m）、琵琶湖国定公園区域にも指定されており、眺望が確保されている。

重点地区 4：白川集落地区	重点地区 3 から続く南北に細長い小盆地の谷あいに位置し、国の重要文化財である白山神社拝殿を有する地区で、棚田や段丘状に連なる茶園、昔ながらの石積み塀や板塀、白壁の残る集落のまちなみ、それらを取り囲む里山の緑が一体となった景観を形成している。また、室町後期に勃興していた中宇治における茶栽培の影響を受け、白川においても茶園が広がっていき、まとまった茶園が維持されている。
重点地区 5：白川集落周辺地区	重点地区 4 から続く小盆地の谷あいに位置し、覆下栽培等の茶園や棚田状の田畠が広がる山間地で、沿道には製茶工場のほか小規模な工場等が立地している。
重点地区 6：萬福寺周辺地区	歴史的遺産であり国の重要文化財である萬福寺を有する地区である。 萬福寺周辺は旧街道沿いの趣ある雰囲気を継承するため、建物外構や敷地内緑化等が積極的に行われ、緑豊かな景観が形成されている。また、地区内に勾配屋根のある民家が多く、道路舗装の高質化も行われており、趣のある旧街道沿いの雰囲気が現在も継承されている。
重点地区 7：黄檗駅周辺地区	歴史的遺産を有する地区に隣接し、JR 黄檗駅前にあたり府道京都宇治線が縦断することから、住宅を中心に沿道サービス型の建築物が混在し、多様な景観が形成されている。

景観上重要な道路を景観形成道路として以下に定め、その沿道ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概 要	景観形成道路
平等院表参道地区	<p>主にＪＲ宇治駅から宇治橋通りを通って平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び国定公園に指定され景観が守られている。</p> <p>本地区の2路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されている。</p>	府道平等院線 市道宇治233号線
宇治橋東詰地区	宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。京滋バイパス宇治東ＩＣを利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有する地区である。また、京阪宇治駅前は、比較的新しい建築物が立地する地区である。	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線
あさぎり通り、さわらびの道周辺地区	<p>宇治川や仏徳山（大吉山）の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。</p> <p>本地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内であり、眺望景観が守られている。本地区的すべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されている。</p>	府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治18号線 市道宇治6号線 市道乙方三番割線

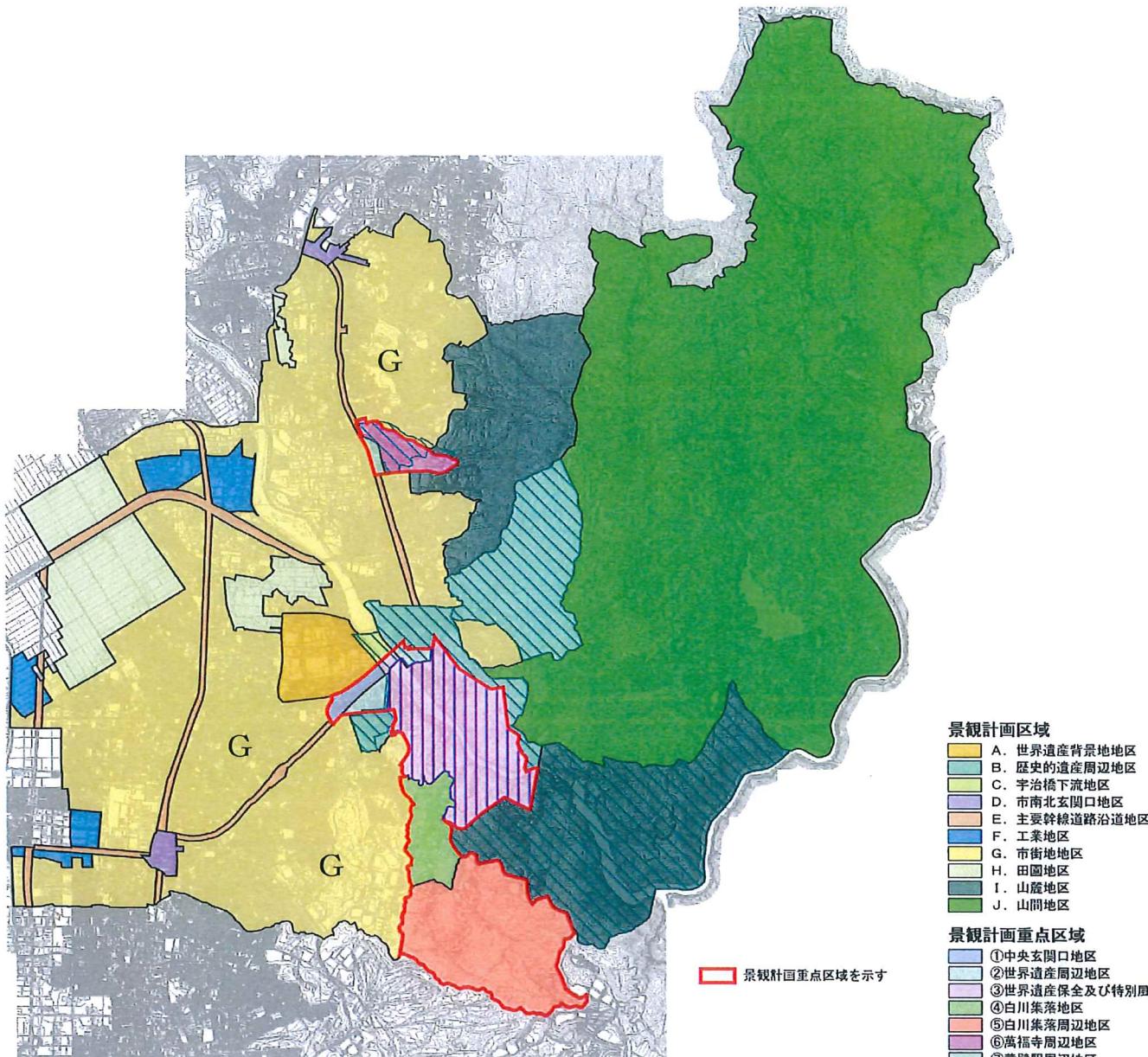
大津南郷宇治線地区	<p>世界遺産平等院を中心として、縣神社や橋姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家が残る府道大津南郷宇治線（一部は縣通り）沿いなど、宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されている。</p> <p>また、本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、平等院周辺のまちなみの連続性が確保された。</p>	<p>府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線</p>
平等院周辺地区	<p>宇治川左岸に位置し、特別風致地区および国定公園に指定されている。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島および朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊路となっている。</p> <p>土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけての旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融合した情緒ある景観が形成されている。また、市道宇治 233 号線（あじろぎの道）は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、明治から昭和初期にかけての旅館群等との一体的な通り景観が形成され、周辺一帯の回遊する観光動線上に位置する。</p>	<p>府道大津南郷宇治線 市道宇治 233 号線</p>

宇治橋若森線地区	宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地している。JR宇治駅南口広場を中心東西に延びる通りであり、東方は名神高速道路宇治東ICに至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、JR宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されている。	府道宇治淀線 市道JR宇治駅前広場線
宇治橋通り地区	JR宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線上に位置し、露商店が立ち並び歴史的な建築物が混在している。また、中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等の歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されている。	市道宇治橋線 市道JR宇治駅前線 市道宇治395号線
本町通り地区	縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたり、第一種住居地域かつ一部風致地区内に指定されており、良好な住宅地が広がっている。	市道県神社御旅線



■景観計画による行為の制限  
(G 地区分割後の G・H・I・J 地区)

G : 市街地地区



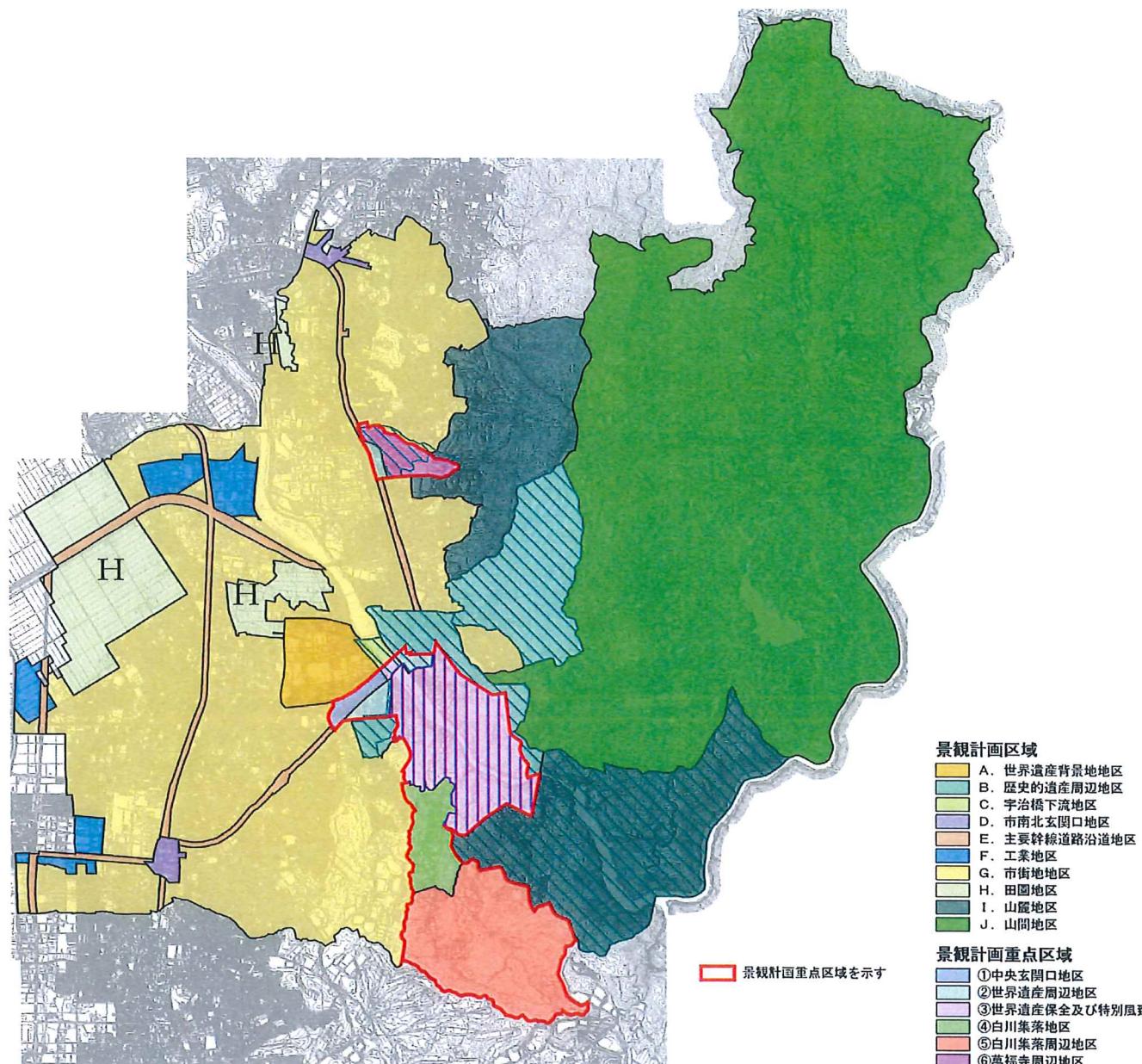
地区の概要	A～F 地区、H～J 地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域を含む地区である。 旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和 30 年代後半からの比較的大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存している。
誘導の視点	住居系用途地域においては、それぞれの地域の景観特性との調和に配慮し、お互いに心地よく住み続けることのできる落ち着きのある住宅地景観を保全・創出・育成する。 準工業および近隣商業地域においても、それぞれの地域特性を踏まえながら、周辺景観との調和や連続性のある景観を保全・創出する。

景観形成誘導指針

項目		誘導基準		
共通	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。		
	意匠全般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。		
建築物	屋上設備	○基本的に建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。		
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。		
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。		
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。		
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。		
色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。		
	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。		
工作物	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。		
	意匠全般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。		
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。		
緑化（植樹・植栽）	緑化（植樹・植栽）	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。		

■景観計画による行為の制限  
(G 地区分割後の G・H・I・J 地区)

H: 田園地区



【H: 田園地区】

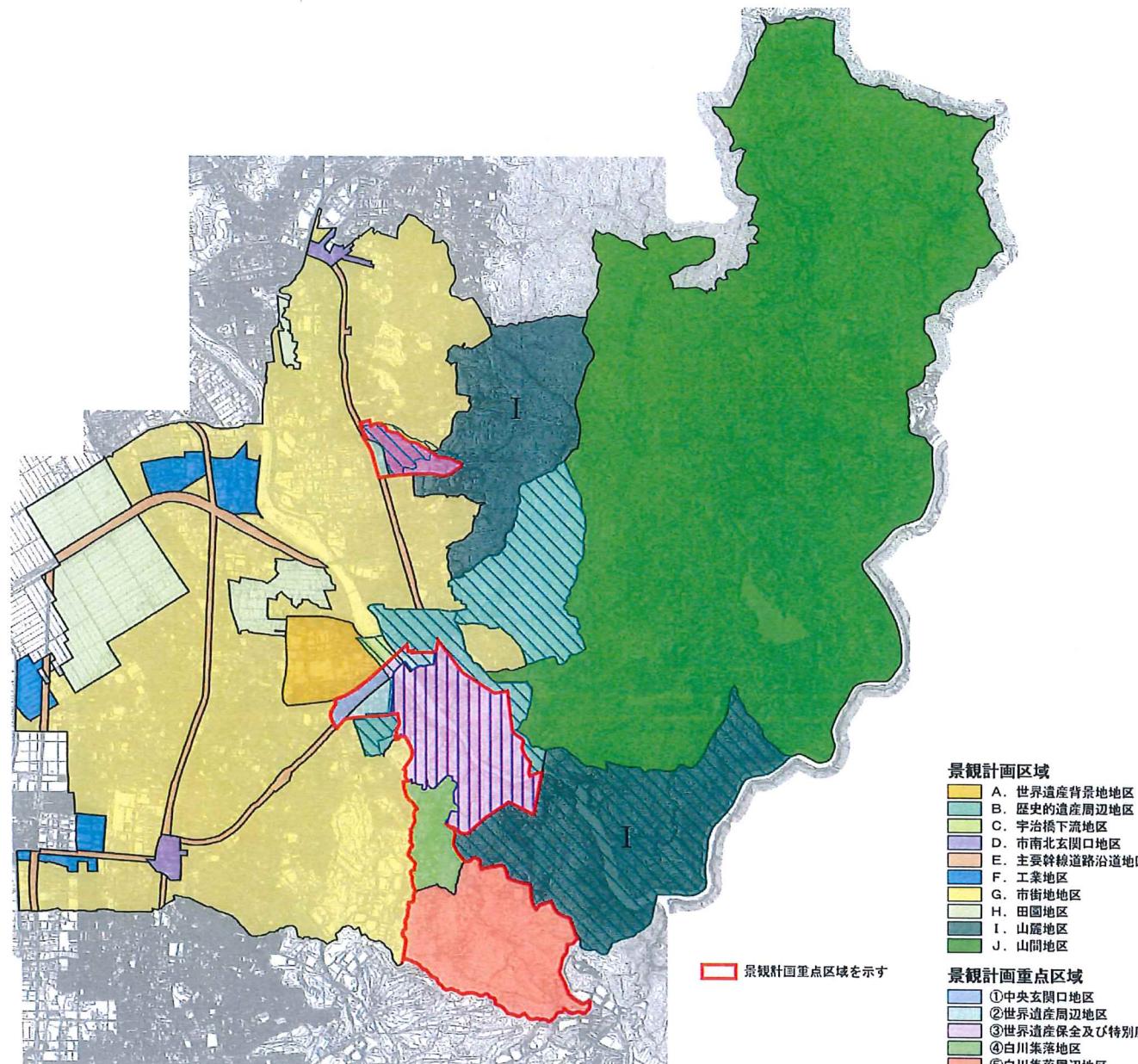
地区の概要	市街化調整区域内の農地および湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畠・茶園、木幡池などで構成されるパノラマ景観が広がる地区である。四季折々の景色を楽しむことができるとともに、身近に自然の潤いや安らぎを感じられる。
誘導の視点	都市や市民生活に潤いや安らぎを与えてくれる貴重な空間として、扱い手の育成などと併せて田園・茶畠・水面が広がる景観を保全・継承することを基本としつつ、土地利用に際しては、自然景観およびパノラマ景観との調和に特に配慮する。

景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。</li> <li>○土地利用に際しては、田園・茶園・水面が広がる景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。</li> <li>○美しい自然景観に調和したものとする。</li> <li>○周辺の田園景観と調和したものとする。</li> </ul>
意匠・形態	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的に建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一緒にデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</li> </ul>
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。</li> </ul>
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</li> <li>○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</li> <li>○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。</li> </ul>
工作物	緑化(植樹・植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田園地域の豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に使う。</li> <li>○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に使う。</li> </ul>
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。</li> </ul>
	緑化(植樹・植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の植樹・植栽を積極的に使う。</li> </ul>

景観計画による行為の制限  
(G 地区分割後の G・H・I・J 地区)

I : 山麓地区



【I : 山麓地区】

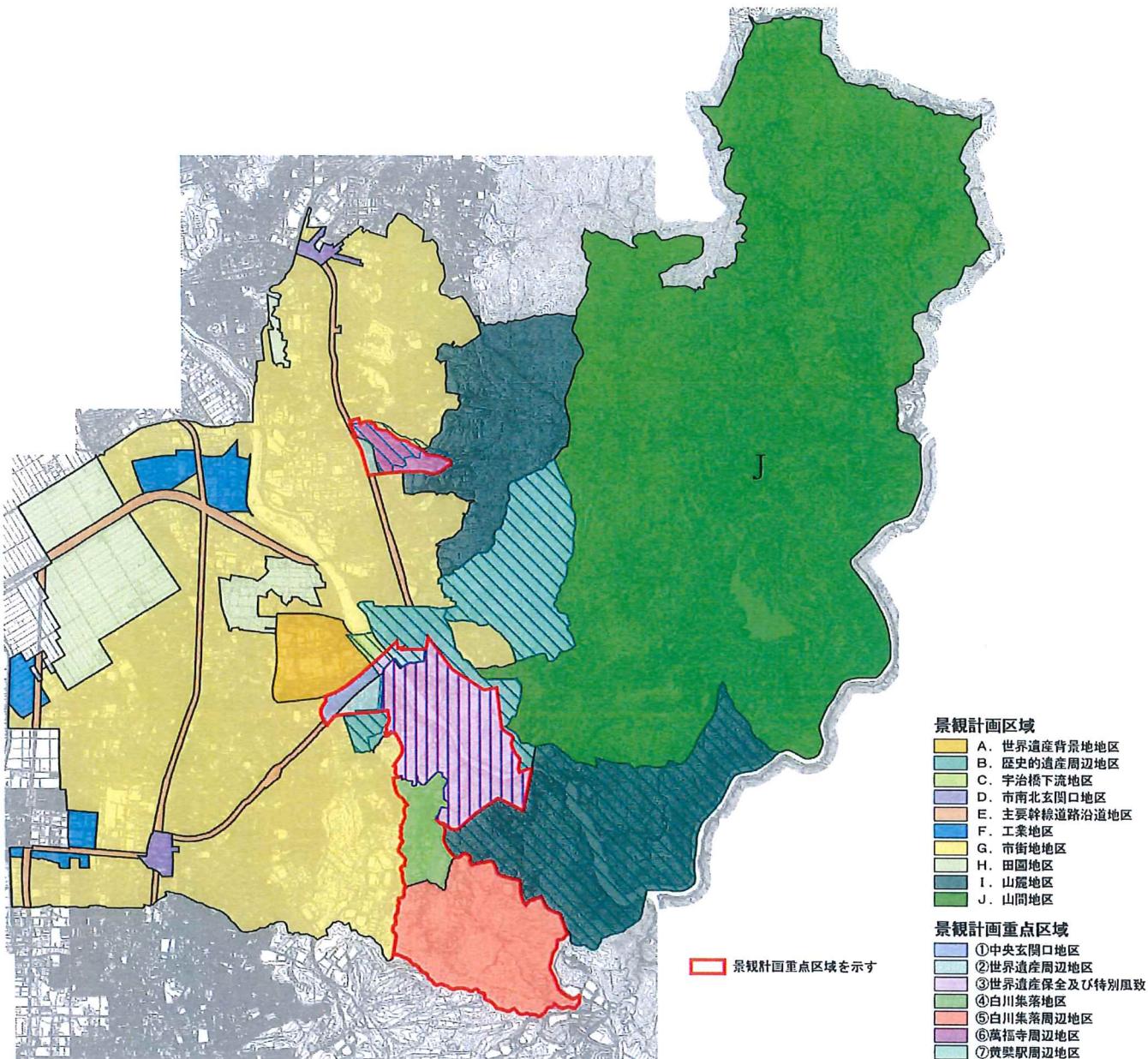
地区の概要	天下峰～五雲峰の山麓丘陵地として、河川軸である宇治川から東側を眺望した尾根筋を結んだ山並みスカイラインが南北に連なり、また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部風致地区に該当する。市街地に隣接する部分では黄檗公園やゴルフ場が整備されている。
誘導の視点	山麓丘陵地の裾野に広がる低層の住宅地景観の背景として、また、河川軸である宇治川上流の緑豊かな大パノラマを構成する遠景として、山並みスカイラインを侵すような土地の形質の変更、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化する事がないような修景を行うなど、四季を彩る緑豊かな自然景観や、連続する山並み景観を保全・継承する。

景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。</li> <li>○山並みスカイラインを侵すことのないように、造成等土地の区画、形質の変更や建築物等の建築に配慮し、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化する事がないような配置計画に努める。</li> </ul>
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。</li> <li>○美しい自然景観に調和したものとする。</li> </ul>
建築物	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的に建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。</li> </ul>
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遠景眺望として宇治川から眺めた時に目立たないように工夫する。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</li> </ul>
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。</li> </ul>
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根の色彩は 2.5R～10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y～7.5PB 明度4以下 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。</li> </ul>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</li> <li>○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR 明度5以上 彩度4以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0～N7.5 を基調とする。</li> </ul>
緑化（植樹・植栽）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山並みスカイラインの自然景観を損なわないデザインとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は低彩度のものとする。</li> <li>○山並みスカイラインや山麓の自然景観を損なわない色彩とする。</li> <li>○宇治川の河川整備では、周辺と調和する色彩とする。</li> </ul>
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>

## ■景観計画による行為の制限 (G 地区分割後の G・H・I・J 地区)

J: 山間地区



### 【J: 山間地区】

地区の概要	山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたる。谷あいに形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができる。
誘導の視点	里山や棚田の景観資源を保全・育成するとともに、志津川・炭山・笠取など緑豊かな森林景観と調和する谷あいの集落景観、また、集落から見た山並みスカイラインの景観の保全を進める。

## 景観形成誘導指針

項目		誘導基準
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。</li> <li>○里山や棚田の自然景観を阻害することのないよう留意する。</li> </ul>
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○美しい山間集落地の景観に寄与するよう、美しい自然景観に調和したものとする。</li> </ul>
建築物	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適當な覆い措置を講ずる。</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</li> </ul>
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</li> <li>○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。</li> </ul>
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。</li> <li>○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。</li> </ul>
	緑化(植樹・植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山並みスカイラインを山頂の東側から望むため、その自然景観を損なわないデザインとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然景観を損なわない色彩とする。</li> </ul>
	緑化(植樹・植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。</li> </ul>

## 《パブリックコメント》

# 「宇治市景観計画（素案）」への意見募集について

～ 皆さんのご意見をお寄せください ～

「宇治市景観計画」は平成20年4月に策定し、特に景観に配慮すべき地区として重点区域を設け、平成21年と平成24年には重点区域の拡大を行い、良好な景観の形成に向け、充実を図ってきたところです。重点地区や景観形成道路沿道においては、景観計画による誘導や高度地区による高さ制限、風致地区的許可基準による景観誘導を行っており、良好な景観形成が図られてきました。まちなみの変化が、まちの魅力向上につながり、にぎわいが生まれてきました。

一方で、大規模な開発や太陽光発電設備の設置、基地局の新設・増設などの新たな土地利用が増加しており、開発等の動向を注視するとともに、良好な景観形成に向けた適切な誘導が必要となっています。

このような新たな土地利用にも対応するため、地区の特性に応じたよりきめ細かい景観誘導を図る必要がありますことから、景観計画の見直しを行うこといたしました。

この度「宇治市景観計画（素案）」につきまして、皆さんからのご意見を募集します。

宇治市歴史まちづくり推進課

## ご意見の募集

### 第1 意見を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本計画（素案）に利害関係を有するもの

### 第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

### 第3 提出先

- (1) 持 参：歴史まちづくり推進課（市役所6階）
- (2) 郵 便：〒611-8501（住所省略可） 宇治市歴史まちづくり推進課 宛
- (3) ファクシミリ：0774-21-0400
- (4) 電子メール：[rekimachi@city.uji.kyoto.jp](mailto:rekimachi@city.uji.kyoto.jp)
- (5) 市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」

### 第4 募集期間

令和5年12月20日（水）から令和6年 1月26日（金）まで

### 第5 お問い合わせ先

この計画改定案についてのお問い合わせは、歴史まちづくり推進課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市景観計画（素案）」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号：0774-20-8918 （歴史まちづくり推進課直通）

ホームページ：<https://www.city.uji.kyoto.jp/>（宇治市トップページ）

宇治市トップページ⇒市政⇒情報公開⇒パブリックコメント

提出されたご意見、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見の取りまとめの結果及びご意見に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

## 「宇治市景観計画（素案）」に対する意見記入用紙

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見の内容を確認させていただく場合があります。
  - 意見記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
  - 提出されたご意見、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
  - 意見募集結果の公表に際して、ご意見以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参:歴史まちづくり推進課(宇治市役所6階)まで  
郵便:〒611-8501(住所省略可)宇治市歴史まちづくり推進課宛  
FAX:0774-21-0400  
E-Mail:rekimachi@city.uji.kyoto.jp